

Uターンされた方、Uターンをお考えの皆様へ

## Uターン促進奨励金のご案内

陸前高田市では、Uターン者の雇用の拡大と産業の振興を図ることで、人口の増加、市民生活の安定及び生活水準の向上に資することを目的に、市内に住所を定めたUターン者に対し、Uターン促進奨励金を支給しています。

Uターン促進奨励金の支給を受けられたい場合、下記により申請手続きをお願いします。

### 記

#### 支給対象者

・次の項目のいずれにも該当する者

- (1) 市外に居住していた者で、市内に転入前 14 日以内または転入後 1 年以内に国及び地方公共団体を除く事業所に就職した者
- (2) 就職先の事業所が、市内もしくはUターン者の通勤可能な近隣市町村であること
- (3) パートタイム、アルバイトを除いた者で、雇用期間を定めないで雇用されている者または雇用契約期間が1年以上見込まれる者  
※雇用保険被保険者であることが必要です。

#### 支給額

- (1) 気仙沼市または県内からのUターン者 20,000 円
  - (2) 気仙沼市を除く県外からのUターン者 30,000 円
- ※奨励金の支給は 1 人 1 回限りです。

#### 申請書類

- ・Uターン就職者状況報告者（別添 様式第1号）を事業者の確認を得てご提出ください。
- ・労働条件通知書または雇用契約書の写し
- ・雇用保険被保険者証の写し

#### 提出期限

- ・転入後1年以内

#### 交付決定・支払

- ・上記申請書を受理後、申請内容を審査し、「支給決定通知書」により通知し、速やかに支払います。

（お問合せ）〒029-2205 陸前高田市高田町字鳴石 42-5  
陸前高田市 地域振興部 観光交流課  
電話：0192-54-2111（内線 422）